

小口

大田区の「各資金の小口」の利子補給と 東京都の「小規模事業融資 小口フリーランス（小口）」の 信用保証料補助の併用について

大田区の各資金の小口のあっせんを受けた方で、東京都の「小規模事業融資 小口フリーランス（小口）」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料補助を併用できる場合があります。

1 併用する場合の制度概要

（１）保証申込制度名

東京都中小企業制度融資「小規模事業融資 小口フリーランス（小口）」

（２）融資対象

次の要件を全て満たしていること。

- ① 小規模企業者※であること。※従業員数が製造業等 20 人以下（卸・小売・サービス業は 5 人以下）の事業者等
- ② この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。
- ③ 東京都制度融資及び大田区融資あっせん制度の融資対象基本要件を満たしていること。
- ④ 次のいずれかの大田区の小口資金の対象要件を満たすこと。

No.	資金名	No.	資金名
1	一般運転資金	5	小規模企業特別事業資金
2	一般設備資金	6	SDGs・脱炭素推進企業支援資金
3	経営強化資金	7	次世代育成サポート推進企業支援資金
4	経営改善一本化資金		

※一般運転資金、経営強化資金は「借換」扱いを含む

（３）融資条件等

大田区が利子の一部又は全部を、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助します。

資金名	資金 使途	融資限度額	返済期間	金利	利子 補給率	本人 負担率	信用保証 料補助
一般運転資金（小口）	運転	2,000 万円	84 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.4%	0.4% 以内	1 / 2
一般設備資金（小口）	設備	2,000 万円	108 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.4%	0.4% 以内	
経営強化資金（小口）	運転	1,000 万円	84 か月以内 （据置 12 か月以内）	1.5% 以内	1.5%	なし	
経営改善一本化資金 （小口）	運転	2,000 万円	84 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.4%	0.4% 以内	
小規模企業特別事業 資金（小口）	運転 設備	300 万円	60 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.5% 以内	1.5%	なし	
SDGs・脱炭素推進 企業支援資金（小口）	運転 設備	1,000 万円又は 2,000 万円	60 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.8%	なし	
次世代育成サポート推進 企業支援資金（小口）	運転 設備	500 万円	60 か月以内 （据置 6 か月以内）	1.8% 以内	1.8%	なし	

(4) 「小口支援特例」を受ける場合の金利

「小口支援特例」の対象は以下の①又は②に該当する方です。

①商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受け、その証明を受けている方

②経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けている方

東京都制度融資の「小口支援特例」に該当する場合でも、返済期間によって「金利」、「利子補給率」及び「本人負担率」が変わることはありません。

保証協会への申込時に「経営指導内容証明書」又は「経営革新確認申請書」の提出が必要です。

(参考)

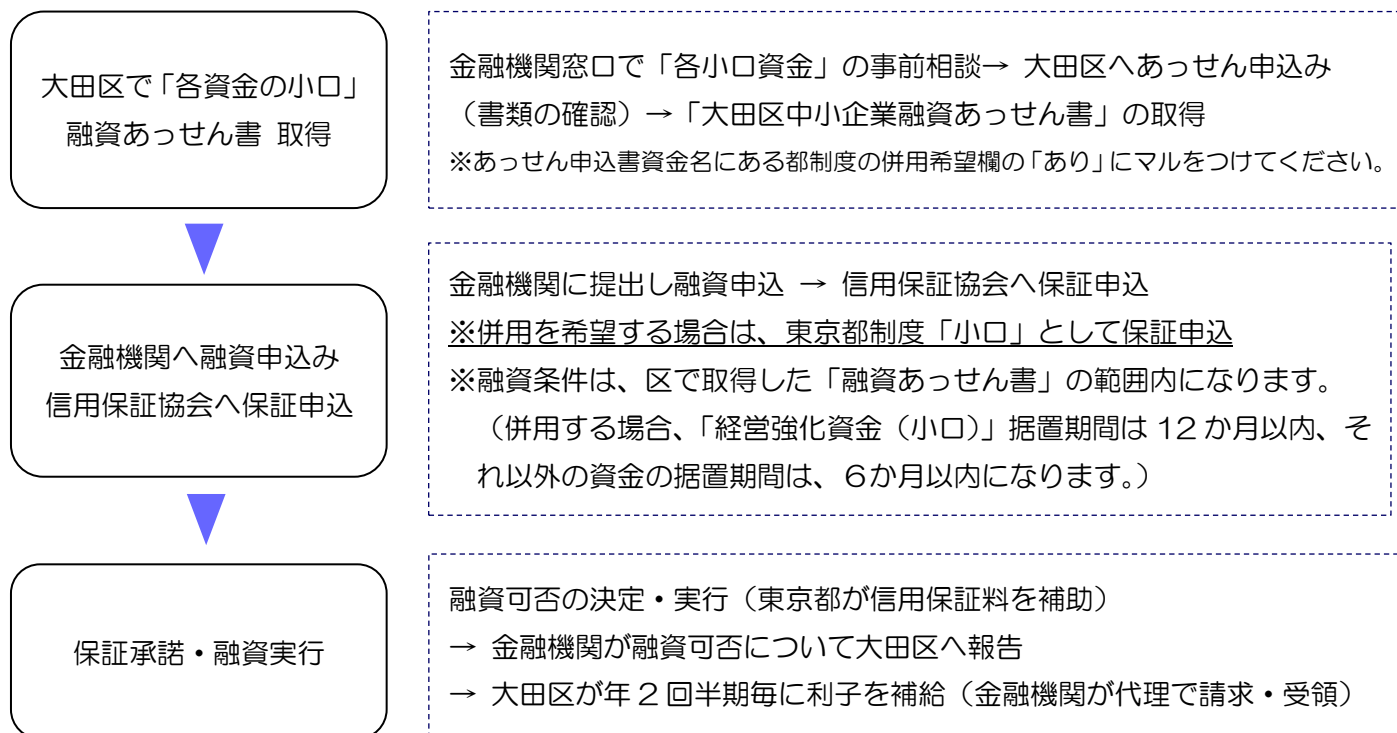
資金名	返済期間	金利	利子補給率	本人負担率
一般運転資金(小口)	3年以内	1.8%以内	1.4%	0.4%以内
一般設備資金(小口)	3年超5年以内	1.8%以内	1.4%	0.4%以内
経営改善一本化資金(小口)	5年超9年以内※	1.8%以内	1.4%	0.4%以内
SDGs・脱炭素推進企業支援資金(小口)	3年以内	1.8%以内	1.8%	なし
次世代育成サポート推進企業支援資金(小口)	3年超5年以内	1.8%以内	1.8%	なし

※ 一般設備(小口)の返済期間のみが9年以内。その他については7年以内

(5) 融資・償還方法

証書貸付・元金均等払

2 お申し込みの流れ



〔問合せ先〕

(区制度に関すること) 大田区 産業経済部 産業振興課 融資係
(都制度に関すること) 東京都 産業労働局 金融部 金融課
(信用保証に関すること) 東京信用保証協会大田支店

TEL: 03(3733)6185
TEL: 03(5320)4877
TEL: 03(5710)3610